

## 福知山公立大学全学評価室規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学組織規程（以下「組織規程」という。）

第24条第4項の規定に基づき、全学評価室（以下「評価室」という。）に関し必要な事項を定める。

2 評価室は、福知山公立大学（以下「本学」という。）の教育研究及び地域貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、継続的に点検・評価を行い、絶えず改善・向上に取り組むことにより、本学の基本理念、目的の実現に向けた内部質保証を推進することを目的とする。

### (構成)

第2条 組織規程第24条第2項に定める室長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 室長は、評価室の所掌事項を掌理する。

3 組織規程第24条第3項に定める副室長は、室長が推薦し、学長が任命する。

4 評価室は、次の各号に掲げる者（以下「室員」という。）をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 学部長
- (4) 基盤教育院長
- (5) 研究科長
- (6) 事務局長
- (7) 前各号のほか学長が必要と認める者

### (任期)

第3条 室長、副室長及び室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 室長、副室長又は室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (所掌事項)

第4条 評価室は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画の整理及び調整並びに進捗及び実績に関すること。
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2に定める評価に関すること。
- (3) 自己点検・評価に関すること。
- (4) 認証評価に関すること。

(5) IR（教学を除く。）に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、内部質保証を推進するために学長が必要と認めた事項に関すること。

（会議）

第5条 評価室の会議は、室長が招集する。

2 会議に議長を置き、室長をもって充てる。

3 議長は、会議を主宰する。

4 会議は、室員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した室員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（職務代行）

第6条 室長に事故があるとき又は室長が欠けたときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。

（専門部会）

第7条 評価室に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、評価室が行う第4条各号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。

3 専門部会に関し必要な事項は、室長が定める。

（室員以外の者の出席）

第8条 議長が必要と認めるときは、室員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定により会議に出席した室員以外の者は、決議に加わる権利を有しない。

（議事録）

第9条 会議の議事については、議事録を作成し、保存するものとする。

（事務）

第10条 評価室の事務は、事務局企画・地域連携課において処理する。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、執行会議の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行に伴い、福知山公立大学企画・評価委員会規程は、廃止する。